

『保護具着用管理責任者教育講習会』のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により、事業場における化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させる時は、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等の方から選任していただくほか、選任できないという場合には、通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を受講した方から選任しなければならないこととされています。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者の選任を受けた方についても、同教育を受講していただくことが望ましいとされました。

本講座は、この「保護具着用管理責任者」の養成のための教育を行います。

【対象者】

保護具着用管理責任者に選任予定の方で、下記①～⑥に該当しない者

（なお、①～⑥に該当する者であっても受講することが望ましいとされています。）

「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」

- ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 安衛法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学、または衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛のうちいずれかの作業主任者の資格を有する者
- ⑥ 安全衛生推進者養成講習の修了者、または安全衛生推進者の選任要件を満たす者

記

- 1 日 時 令和7年6月13日（金）9時～17時
- 2 会 場 新潟市秋葉区文化会館 練習室1
新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301
<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい>
- 3 定 員 30名 （定員になり次第締め切ります）
- 4 受講料 13,000円 （非協会員は16,000円）
※ 受講料には、テキスト・資料代を含みます。
- 5 申込期限 令和7年6月3日（火）
- 6 申込方法 申込書と振込書の写しを FAX 又は郵送で送って下さい。
受講番号は FAX 等でお知らせいたしますので、必ず TEL・FAX の記載をお願い致します。受講料は下記口座に振込み願います。
 - ◇ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店（普）0331019
 - ◇ 申込先 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-12 （一社）新津労働基準協会
(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7 内 容

学 科 科 目	範 囲	時 間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5 時間
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3 時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間
実 技 科 目		
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1 時間

- 8 その他 ○全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。
○当日は筆記用具、お昼を持参下さい。尚近くに飲食店、コンビニあり

受講日 6月13日 『保護具着用管理責任者教育講習会』受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
		FAX	()
事業所名			業種
所在地	〒		従業員数
受講番号	職 名	氏 名	生年月日
※		(ふりがな)	昭・平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭・平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭・平 年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者：

㊤

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は、3 割頂きます。受講者の変更は前日まで
に連絡下されば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が
責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。